

「弁理士知財キャラバン」について思うこと



平成 27・28 年度日本弁理士会会長 伊丹 勝

目次

1. はじめに
2. 弁理士知財キャラバン事業の本質
3. 弁理士知財キャラバンの立ちあげ
4. 弁理士知財キャラバンの始動
5. 終わりに

1. はじめに

「弁理士知財キャラバン特集」にあたり、この事業を立ち上げた当時の会長として、立ち上げ時の状況なども思い出しながら、この事業について思うことを記した。

現在の日本の出願件数の減少は、日本企業のこれまでの知財戦略が余り効果を発揮していなかったことに起因していると思われ、極めて構造的、複合的な要因をはらんでいる。日本の製品は高品質であっても、グローバルな市場では、他国の製品と価格面での競争に勝てなかった。また、技術が優れているのにデファクトスタンダードを獲得できなかった。大量の特許を保有しているのに市場占有率を上げられなかった。多くの企業、とりわけ日本の出願件数を牽引してきた電気機器メーカーのコンシューマ市場での撤退の影響が大きかった。

日本企業が知財を武器として、グローバル市場で勝ち残っていくためには、オープン・クローズ戦略や標準化戦略等、しっかりとした知財戦略の再構築が必要であることは、既に多くの企業で認識しているところである。我々弁理士も、そのような流れをしっかりと認識し、より効果的な知財戦略提案と権利化業務とをセットで提供し、それを弁理士の業務として確立していくことが、日本の知財の未来のために必要と思われる。

2. 弁理士知財キャラバン事業の本質

以上のような背景の下、この事業の目的は、次の2つに集約される。

(1) 訪問型支援により、中小企業に知財戦略・知財経営の重要性について気付きを与えると同時に、弁理士が企業の知財戦略・知財経営に深く関与する知財専門家であることを世の中に広く周知させること。

(2) 支援員養成研修制度により、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化すると共に、弁理士自らが知財戦略・知財経営支援という新たなビジネスチャンスに目を向けるきっかけとすること。

要するに、本事業は「訪問型支援」と「支援員養成研修制度」の2本立ての事業であり、中小企業の経営者と弁理士の双方に、知財戦略・知財経営の重要性についての気づきを与えるものである。そして、このような活動を通じて、弁理士に対するイメージを一変させて、弁理士の社会的な期待醸成につなげていくことを目指している。同時に、我々が余り目を向けていなかった領域についても、積極的に目を向けることにより、弁理士のコア業務及び周辺業務の双方の底上げを図っていこうということである。

しかし、企業に対する知財経営コンサルティングは、そもそも企業経験のない弁理士には不可能であるという見方が社会的に見ても定着していたため、懸念の声もあった。失敗すれば、弁理士のイメージが高まるどころか低下してしまうことになる。

3. 弁理士知財キャラバンの立ちあげ

そのような懸念も想定した上で、訪問企業数年間300社、支援弁理士年間150人養成という、かなり大きな目標を立て、会長就任前の平成27年1月14日に第1回の中小企業知財支援準備WGを立ち上げた。メンバーは、WG長となる橋本虎之助次年度担当副会長、楠本高義、高橋大典両次年度副担当副会長に加え、知的財産支援センター、研修所、広報センター、知財経営コンサルティング委員会、関東支部、近畿支部及び東海支部から、それぞれ代表メンバーにご参加頂い

た。中でも、知的財産支援センターの松浦喜多男センター長（当時）には、本事業の総合プロデューサーとして具体的な実行計画を企画・立案して頂いた。また、知財経営コンサルティング委員会の田中康子委員長（当時）には、支援員養成研修の企画・運営をお願いした。

中小企業知財支援準備 WG は、平成 27 年 3 月までに都合 5 回の会合を開催し、その間に、松浦前センター長を中心として、組織体制、ロードマップ、支援先企業の選定方法、訪問支援の内容、支援員養成研修制度の骨子、予算骨子などの大枠が記載された「実行計画書」をまとめ上げて頂いた。この「実行計画書」及びこれに基づいて作成された「弁理士知財キャラバン創設趣意書」が、現在の「弁理士知財キャラバン」事業の基本をなしている。

4. 弁理士知財キャラバンの始動

4 月になって新年度が始まると、新任会長として早速ロードマップに従って、中小企業支援統括本部、キャラバン統合 WG を立ち上げた。これと並行して会長室の原田室員にキャラバンのパンフレットのキャッチフレーズをお願いし、WG を中心としてパンフレットの作成を進めた。

総会前後に各支部を回り、キャラバン事業についてのご理解とご協力を仰ぐための行脚をした。この年は、近畿支部及び東海支部を除く 7 つの支部で支部設立 10 周年の記念事業が予定されており、キャラバン事業へのマンパワーを割くことが困難という支部もあった。それでも、地域知財の活性化につながる活動であると言うことで説得し、各支部にご理解を頂いた。

第 1 回常議員会当日の 4 月 8 日の日刊工業新聞の第 1 面に「弁理士知財キャラバン」事業の内容が大きく取り上げられた。紙面には「政府は成長戦略の一環として、各地域の中小企業による知財活用の底上げを目指しており、その指南役として弁理士への期待が強まっている。」と記載されていた。反響の大きさに手応えを感じる。

定時総会では、このキャラバン事業について会員から質問が多くなされたが、何とかご理解を頂き、事業と予算が承認された。早速、支部との語る会を利用して、各支部で地域キャラバンの立ちあげ式を行った。各支部での活動を確実にするため、中小企業支援統括

本部長である会長から支部長に依頼状を手交し、支部長から各地域キャラバン員に任命書を手交するといったセレモニーが、各支部で厳かに挙行された。

また、支部との語る会に先立って、各地区の経産局、中小機構、県庁等を回る際にも、「弁理士知財キャラバン」事業の説明と、協力要請をした。この他、特許庁、知的財産戦略推進事務局、商工会議所、中小機構本部、経団連、TKC 等にも回り、協力依頼をして回った。更に、キャラバン統合 WG には、弁理連の水野会長もメンバーとして参加してもらい、政治家に対する広報にも力を入れた。「地域の中小企業の知財による活性化」というキーワードは、地元選出の議員にとって大変魅力的なキーワードと捉えられたようで、政治家からの協力もあった。

また、6 月に発表された知的財産推進計画 2015 には、「戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成」という項目で、「知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、オープン・アンド・クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用について、弁理士向けの研修の一層の充実を促す。（短期）（経済産業省）」という内容が盛り込まれた。

紙面の都合により、弁理士知財キャラバン事業のその後についての詳細は他に譲るが、このようにして始動した弁理士知財キャラバン事業が、2 年を経て申請企業数 107 社、クライアントへの訪問コンサルが 243 件の合計 350 社に達したことは、一定の成果であったと思う。

この事業に多くの時間を献身的に割いて頂いたキャラバン統合 WG メンバー、地域キャラバンメンバーなど、関係者の皆様に感謝の意を表したい。

5. 今回の特集について

今般、弁理士知財キャラバンのコンサルティングを受けられた 7 つの企業に対してインタビューを実施し、キャラバンに対する好意的な感想をいただけたことは、本事業を推進した責任者として嬉しく思う。

ご協力いただいた企業の皆様には、この場を借りて御礼申し上げたい。

6. 終わりに

知財経営コンサルティングが弁理士の業務として定

着するかどうかは、今後の我々の努力次第である。この事業を通じて、多くの会員が、ベテラン支援員と共に実際にコンサルの現場を数多く経験し、実践活動を通じてスキルを向上させていくきっかけとなり、弁理

士の業務としての定着につながっていくことを切に願っている。

(原稿受領 2017. 4. 10)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。
一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: 03(3519)2361(直)
FAX: 03(3519)2706

